

1. 議事日程

(総務文教常任委員会)

令和4年 9月 15日
午前 9時00分 開会
於 議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【危機管理監関係】

①議案第50号 安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

(2) 議案審査【総務部関係】

①議案第51号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(3) 報告事項【教育委員会関係】

①閉校となった学校施設等の利活用に係る事業提案の審査結果について

②学校規模適正化推進事業の進捗状況について

③史跡毛利氏城跡災害復旧事業の進捗状況について

3、その他

(1) 閉会中の継続調査について

4、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	山 根 温 子	副委員長	武 岡 隆 文
委員	南 澤 克 彦	委員	山 本 数 博
委員	新 田 和 明	委員	先 川 和 幸
委員	山 本 優	委員	宍 戸 邦 夫

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名 (13名)

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	危 機 管 理 監	松 崎 博 幸
総 務 部 長	行 森 俊 荘	教 育 次 長	宮 本 智 男
危 機 管 理 課 長	國 岡 浩 祐	総 務 課 長	新 谷 洋 子

教育総務課長兼学校統合推進室長兼給食センター所長	柳川智昭	生涯学習課長	児玉晃
総務課職員係長	船津晃一	教育総務課学校統合推進室統合推進係長	岡本充行
生涯学習課社会教育係長	山本裕子		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	久城祐二
主査	日野貴恵	主任主事	山口渉



午前 9時00分 開会

- 山根委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。
定足数に達しておりますので、これより第11回総務文教常任委員会を開会いたします。
本日の日程は、お手元にお配りしておりますとおり、9月7日開会の本会議において付託のあった2件の議案審査及び3件の報告事項の審査を行います。
議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。
石丸市長。
- 石丸市長 それでは、上程した議案等について審査をお願いします。
- 山根委員長 それでは、議事に入ります。
これより、議案審査を行います。
議案第50号「安芸高田市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 それでは、議案第50号につきまして、要点を御説明いたします。
まず、消防団の定員数と実員数が乖離をしております。
消防団に係る経費の負担が実際の負担額以上に生じておりますので、定員数を実員規模に変更することで消防団に係る経費の負担を改善するものでございます。
こちらは国の通知に基づくものではなく、このたびの年額報酬の改定の中で中身をチェックした上で課題がありましたので、それを見直すものでございます。
続いて、このたび消防庁が消防団員の年額報酬、そして出動報酬について基準を定めたことに伴いまして、その通知の趣旨と県内各市町の動向を踏まえた上で、行政改革に伴う見直しではなく、年額報酬並びに出動報酬を、所要の改正を行うものです。
また、年額報酬及び出動報酬ともに標準額が示され、標準額と均衡の取れた額になるよう定めるよう通知があったことの趣旨を踏まえると、本市の報酬額が他の市町に比べて標準額よりも高い額や低い額を設定した場合に、合理的な理由を設計するということが非常に難しいものでありまして、市民からの御理解も頂くことがなかなか難しいというふうに認識をしております。
なお、この改正内容につきましては、事前に消防団各方面隊の会議で説明をしており、質疑もなく、消防団の組織としての理解は得られているものと認識しております。
こうした背景を踏まえまして御審議をお願いするところでございます。
それでは、詳細につきまして危機管理課長が行います。

○山根委員長

國岡課長。

○國岡危機管理課長

それでは、詳細説明は事前にお配りした資料と追加資料により行いますのでよろしく願いいたします。

まず、事前にお配りしております資料を御覧ください。1枚ものです。改正の内容は3点です。

1点目は、消防団員の定数について、定数と実員数の乖離によるコスト負担や、近年の実員数の推移を考慮し、実員規模の770名に改正するものです。

定数と実員数が乖離していることで、退職報償金や公務災害負担金などの経費支出が実際の負担額以上に年間210万円負担しておりますことから、実員数規模に変更することで消防団に係る経費負担を改善するものです。

続いて、2点目です。年額報酬について、国の通知の内容や県内市町の年額報酬の状況を踏まえ、交付税単価の額を採用するものです。

ただし、部長につきましては班長と単価が同額のため、業務の負荷や職責等を考慮し3万8,500円とするものです。

3点目は、出動報酬について国の通知の内容や県内市町の大半が交付税単価を採用するとともに、活動時間に応じて報酬額が支出できるよう設定がされている状況を踏まえ、交付税単価の額を採用し出動報酬を改正するものです。

なお、年額報酬の改定と災害時の出動報酬の改正は県内の半数以上の市町において国が示した基準に沿って改定されています。改正されていない市町も、ほとんどの市町で改定に向けた検討や調整が進められています。

この資料の中ほどの枠線内には、消防組織法逐条解説の抜粋で、消防団員の定数に関する考え方と、昨年4月に国が示しました非常勤消防団員の報酬等の基準の抜粋を示しております。この部分は後ほど改めて御説明します。

続いて、追加資料を御覧ください。

年額報酬についてです。資料の上段、階級別の年額報酬は表のとおりとなっております。以下、現在の状況について大きく4点お示ししております。

一つ目、団員、班長を除いては交付税単価よりも高い額で設定されています。

二つ目なのですが、また、年額報酬の改正は合併以降実施をしておりません。

その下、消防庁の通知により示された非常備消防団員の報酬等の基準において、年額報酬の額は、消防団員の階級基準に定める団員の階級の者については年額3万6,500円を標準とする。団員より上位の役職にある者等については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案し、標準額

と均衡の取れた額となるよう定めるとされております。

県内市町の中でも団員と班長を除いては高水準の年額報酬となっておりますことが御覧いただけると思います。

次のページをお願いします。

上段の表に交付税単価、安芸高田市消防団の報酬額の現行と改定案、既に改定がなされた県内の12市町の状況をお示ししております。下の段の表は、現在検討中の状況をお示ししております。

本市の改定ですが、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、団員を従前の額から改めるものです。これは先ほど申しました消防庁が団員階級の者について交付税単価である3万6,500円を標準としたことや、団員より上位の階級にある者については業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡の取れた額となるように改めると標準が示されたことから、本市においても交付税単価を採用しております。

ただし、部長と班長のところを御覧いただきたいんですけども、部長と班長の交付税単価の額が3万7,000円と同額であるため、職責の違いと均衡を図るため、部長の年額につきましては交付税単価よりも高い額を定めている市町の年額の平均を取って3万8,500円としました。

次のページをお願いします。

出勤報酬について御説明します。出勤種別ごとの報酬は表のとおりですが、以下、表の下、現在の状況についてお示ししております。

出勤報酬額は、現行では交付税単価以下になっており、合併時から改正をしておりません。

非常備消防団員の報酬等の基準において、出勤報酬の額は災害に関する出勤については1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については出勤の様態や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額との均衡の取れた額となるよう定めるとされています。

現在の災害時の出勤報酬よりも訓練に対する報酬額が高く設定されており、業務の負荷が反映されていない状況となっております。

次のページを御覧ください。

本市の見直し案に改定案を示しております。

火災・風水害等の出勤報酬は現行の5,000円から、上限額を標準額の8,000円とし、出勤報酬は2時間未満、5時間未満、5時間以上で区切っております。

警戒出勤は現行の5,000円から標準額の上限額と時間区分を火災・風水害等の出勤報酬と同様にしております。ただし、通常警戒出勤は2時間未満を想定しております。

訓練出勤も現行の5,500円から報酬の上限額8,000円と、それから時間区分を火災・風水害等の出勤報酬と同様にしております。ただし、通常訓練は2時間以上5時間未満で行われることを想定しております。

これまで災害時の出勤よりも、先ほど申しましたが訓練出勤の報酬が

高いという実態がありましたので、業務の負荷や活動時間を勘案しまして、標準額との均衡を考慮して改正をさせていただきたいと考えております。

次に、2の改正済みの市町の状況です。

県内の15の市町で災害時の出動報酬に交付税単価を採用されております。

一方で、警戒・訓練の出動報酬はそれぞれ金額が異なっております。

続いて、右の表の3番の改正を検討中の市町の状況については7市町の状況を示しております。

次のページをお願いいたします。

報酬額の改正に伴う影響をお示ししております。

まず、年額報酬の影響額ですが、団員を770人で積算した金額で、99万9,500円の増額になります。続いて、出動報酬の影響額は、令和4年度当初予算ベースによる積算で、94万4,000円の減額になります。合計で5万5,500円の増額です。

なお、出動報酬なんですが、火災・風水害等の発生出動に大きく左右されますので、実態によって大きく左右されますので御承知おきください。

次のページ、別紙③をお願いいたします。

県内各市町の条例定員数をお示ししております。

安芸高田市の条例定員数は、令和4年4月1日現在で865人となっております。

続いて、次のページ、別紙④を御覧ください。

交付税単価をお示ししております。

まず、年額報酬の交付税積算単価です。合併時の平成16年ですが、団長8万2,500円、副団長6万9,000円、以下御覧のとおりです。

平成20年に団員が3万6,500円に改定をしておりますけれども、そのほかの階級は平成16年度から改定はありません。

次に、出動報酬等の交付税積算単価です。

水・火災・警戒、訓練出動手当は、手当1回当たり6,900円でしたけれども、平成17年度に7,000円に改定をされております。

最後に、議案書について御説明いたしますので、議案書を御覧ください。表の右側が改正前、左側が改正後です。

第2条は、現在の定員数865人から770人に改めるものです。

次のページの第12条を御覧ください。

団員の年額報酬について、団長を8万2,500円に、副団長を6万9,000円に、分団長を5万5,000円、副分団長を4万5,500円、部長を3万8,500円、団員を3万6,500円にそれぞれ従前の額から改めるものです。

次に、別表第12条関係を御覧ください。

災害捜索及び警戒出動並びに訓練出動、いわゆる出動報酬の額を時間

区分に応じてその額を支出できるよう改めるものです。

最後に附則なんですけれども、定員数の改正は退職報償金掛金や公務災害負担金の算定に係る基準日が10月1日となっております。したがって、10月1日からの施行、第12条第2項の年額報酬、別表の出動報酬については令和5年4月1日からの施行を考えているものでございます。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 先ほど危機管理監が、このたびの改正は行革によるものではありませんと説明をされたと思うのですが、行革に伴わないということは単なる国が示したので、その国の示したことについて、ただ移行するだけだということでしょうか。

○山根委員長 松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 追加資料の1枚目に書いてある国の通知に基づきまして、追加資料の1枚目の中段あたりに国の通知の文書面を書かせていただいているんですけれども、この通知の趣旨を踏まえまして、このたびの年額報酬、出動報酬の改正をさせていただいております。

冒頭、御説明をしましたが、定員数と実員規模に乖離があつて、負担額以上にお金を支払っているという部分が長年生じておりましたので、これにつきましては市の点検によりまして改善をしたものでございます。

以上です。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 続いて質問させていただきますけど、市長がよく言われるんですが、財政改革とかよく言われますよね。財政を始末していかないといけないと、こういうふうによく発言されるんですが、それとは全く関係ない、国が示したのでそれに合わせてやっていくんだけど、定数なんか乖離していると、このまま放っておいたら要らない負担金を払うようになるので、ただ単に現実に合わせて支出を抑えていくんだということでの説明として理解してもいいですか。

○山根委員長 石丸市長。

○石丸市長 先ほど危機管理監が説明したとおりなんですけども、もう一度お伝えしますね。

定数、人員の数のほうですね、こちらは市が見直しをとっくに行ったものです。その前のほうにある年額報酬、このあたりは国の基準に沿った対応です。

その両者に共通するのは財政健全化、これは基本の考え方です。御存じないのであれば改めて認識をしてください。今、市だけではなく県だけでなく、国全体でそれに取り組んできています。今に始まった話ではなく、何十年もやってきてるんです。

- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
武岡委員。
- 武岡委員 追加資料の2ページのところなのですが、私が聞き漏らしてたら申し訳ないと思うんですが、現在検討中の市町が本市を含めて11市町あると思うんですね。これは今現在検討中ということですが、各市町がこの9月定例会、あるいは12月、来年の3月とあると思うんですが、一応いつの段階でその改定をされる見込みなのか、もし把握されておればちょっと教えていただきたいんですよ。
- 山根委員長 答弁を求めます。
危機管理監。
- 松崎危機管理監 詳細には把握ができておりません。しかしながら、例えば各市町の担当者と話をしておりますが、検討に向けて整理をされているというふうに伺っております。議会にどの時点で上程をするかという部分につきましてははまだはっきりしていないというのが現状であります。
その原因を少し御説明しますと、本市の団員の報酬額は現在3万2,000円でございます。しかしながら、改定をされていらっしゃる各検討されている市町の団員の報酬額を見ますと、標準額にかなり乖離があります。また、団員の部分が一番消防団の中で数が多いという部分もございまして、財政的にそこが支出できるのかどうか、いろいろと御検討を重ねて苦心をされているというふうに伺っております。
以上です。
- 山根委員長 武岡委員。
- 武岡委員 いつの議会で現在検討中の市町が提案されるかどうかまだ把握してないということですが、併せて、そうすると先ほどの質問の中でも大半の市町のほうが交付税単価に合わせた改定を見込んでおられるというふうにおっしゃったんですが、そこも実は把握できていないということでもよろしいんですかね。
- 山根委員長 答弁を求めます。
國岡課長。
- 國岡危機管理課長 現在、交付税単価に向けて調整をされているということで、具体的にはいつ上程するかというのが決まってない状態です。三原市さんにつきましては今定例会に交付税単価としての合わせる形での上程をされるとお聞きしております。あと、1町ほどちょっと今年度は、改正は見合わせるんですけども、引き続き国の基準に合わせた検討を進めていきたいといったような話も伺っておりますので、一応全ての自治体が国の標準に合わせた形に向けての検討と調整をされているというふうにはお聞きしております。具体的な内容はまだ存じ上げてないということで御理解いただければと思います。
以上です。
- 山根委員長 武岡委員。

- 武岡委員 ということは、最終的には国の交付税単価に合わせるということについては考え方は承知もされておるんだらうと思うんですが、最終的なものは決まってないということによろしいですね。
- 山根委員長 松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 今御指摘のあったとおりでございます。
- 山根委員長 武岡委員。
- 武岡委員 そうすると、一つの町が今年度の改定を見合わせて、来年度ですか、それで検討されるということなんですが、国のほうは今年度末までにと
いう指導ではないんですかね。
- 山根委員長 答弁を求めます。
松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 このたび国から通知があったものにつきまして、大きく三つござい
ます。まず一つは、消防団員の報酬について個人に支払うこと。二つ目、
年額報酬の標準額を示したのでそれに合わせて改定をすること。三つ目、
出勤報酬についても標準額に合わせて定めること。四つ目、消防団員の
経費、こういった運営に係る経費については予算措置に努めること。大
きく4点、国のほうから通知がございました。それを含めて、処遇改善
というふうに消防庁は言っております。
- それで、本来であれば令和4年4月1日までに少なくとも個人個人に報
酬を支払うことについては進めてくださいという話がありました。です
ので、令和5年までにとというような記述については正確には示されてお
りません。
- 以上になります。
- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑は。
山本数博委員。
- 山本(数)委員 この条例案を読みまして、その次のページについての説明資料を読ん
で、随分疑問があるんですよ。まず、今の消防団員報酬のことなんです
けど、安芸高田市は平成16年に合併しましたですよ。2年間かけて合
併協議会を設けて、そこそこの調整をして、その額を決定してきたん
です。6町が集まるときにその消防団のこの役職報酬、それはみんなま
ちまち。じゃあどれに合わせるか、いろいろ協議したんです。今日初
めて見せてもらったんですが、この資料を見たら平成16年には今の交付
税単価になってるというのに今気がついたんですけど、この交付税単価
というのは目安だらうと思うんですね。団長がおればこれだけ交付税を
あげますよと。副団長がいるんでしょうから、副団長はこれだけあげま
しょうと。人数がどこに書いてあるか知りませんよ。じゃあ合併した時
点にもうこの額というのは決まっていたということになりますよね。それ
があるのにあえて当時の額は何ぼか分かりませんが、今の額になった
ということはそれ以上でもなかったと思うんですね。それらを6町で調
整するといって決定するときどういう経緯があって決定されたのか調

べておられると思うんですけど。私が言いたいのは、それで決定して、後にこれではいけないよねと、いろんな各種団体、各種委員報酬の値上がりなんかを考慮しながら、やっぱりこれは消防団の報酬もここで上げとかなければいけないだろうと、こういう経緯があったと思うんです。今に至ってると思うんですね。その辺の経緯が見たいので、資料を出してくださいと言ったんですね。出ていないんです。委員長を通じて出してくださいと言ったんですけど、それが出てないんですが、まあいいですよ。このたびのこの額に、これはいけないと、交付税に合わせないといけないというふうに決定されたんですけど、そういった過去の歴史というのはどういうふうに確認、認識されましたんですか。

○山根委員長 答弁を求めます。
松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 今、山本委員から御指摘いただいたのは、過去の経緯を踏まえてこのたびの報酬改定をするのか、また、これまでどういう経緯があつて今の報酬が設定されてるのかという御指摘だったかと思います。

おっしゃるとおり、合併当時は6町の報酬額はばらばらでした。特に向原町なんですけれども、広域組合に加入をしております。常備消防がなかったということもありまして、全国でかなり高水準の報酬額となっております。6町が合併をするときに、あまりにもその向原町の報酬額が高かったので、1枚目に記載をしておりますけれども、状況の2ポツ目であります。合併時に旧6町が合意できる年額報酬を採用し、報酬決定をしております。これが過去の経緯であります。

そして、これまでなぜ報酬額の改定がなかったかという部分について御説明をしますと、このたび初めて消防庁が基準額を示しました。その基準を示したので、各自治体が今このように国の基準額に基づいて報酬改定をしているということにあります。したがって、本市もこの国の方針に従って報酬改定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。
山本数博委員。

○山本(数)委員 今の管理監の説明は歴史を教えてくださいましたので、要するにこの今の現行の額は合併して以来そのままだと、こういうことですね。

もう一つ、今の答弁の中でおかしいなと思うところがあるんですけど、国が基準額を示したと言われましたすよね。その国が基準額を示した通知はどれでしょうか。

○山根委員長 松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 国が基準額を示したというのは、この追加資料の1枚目にあります消防地第171号令和3年4月13日付、消防庁長官通知、こちらの通知でございます。

以上です。

- 山根委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 私もどんなものかなと思ってインターネットで調べて出してみたんですよ。平成4年3月23日ですかね。消防庁長官。その流れだろうと思うんですけど、改正後前文というのがありまして、ここをずっと読んだらちょうどここへ示されてるような書き方がされてるんです。役員報酬について額は示されておらんのですけど、あれはどういうことですか。
- 山根委員長 松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 一旦休憩というか、それが、一旦止めていただきたいんですけど。前文というのは、それは改正前文案を資料として様式がついてたんですけど、そのことをおっしゃってるのかどうかちょっと分からなかったの、ちょっと一旦私には反問権がないので、一旦止めていただいてちょっと確認したかったんですけど。
- 山根委員長 暫時休憩といたします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午前 9時36分 休憩
- 午前 9時39分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 山根委員長 休憩を閉じて再開をいたします。
- 松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 山本委員の御質問は、標準額が示されたのはあくまで団員です。それ以外の役職の標準額は示されていないではないかという御指摘です。これにつきましては、国のほうは標準額を示しましたと、それは団員の報酬を3万6,500円を標準額としますと言っています。さらに、この標準額と均衡を図りなさいとおっしゃっております、国は。ですので、交付税単価を均衡を図るために採用したものでございます。したがって、国は各役職全部に単価が標準額という示し方はしておりません。
- 以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。
- 山本数博委員。
- 山本(数)委員 ですから、国は役員報酬を下げてもやれとは言っていないでしょう。そこはどうなんですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 危機管理監。
- 松崎危機管理監 国は団員よりも上位の職にある者につきましては、市町村において業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡の取れた額となるよう定めるというふうに指摘をしています。それに従ってこのたび改正をするものでございます。
- 以上です。
- 山根委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 この消防団の幹部を集めて説明されたときに、国が示した標準に合わ

せてと言って説明されたんじゃないんですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 こちらの資料とほぼおおむね一緒のものでございますので、この資料に基づきまして御説明をさせていただきました。しかしながら、複数の方が聞かれていらっしゃるの、私どもとしましてはこちらに書いてあります団員よりも上位の職にある者等については市町村において業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡の取れた額と定めるようというふうに国から通知がありましたという説明をしております。解釈の違いという部分、そのようにもしかしたら伝わったかもしれませんが、私どもとして誤った御説明をしたつもりはないものと認識しております。以上です。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 幹部の人に聞いたんですね。別段反対も何もなかったんですけど、あんたらはどう思ってるのと聞いたら、国が示した基準でこういうふうに表示されておるんだと、市としてもその基準に合わせないといけないから御理解くださいと言われたので、国から示されてるのに私らが抵抗してもいけないので、それは市が言われるようにそれに従うのが本来の姿ではないかと思ってるのと話した。ああ、そうと言って、国が示したのと言って、それなら無理にも言えないなと言って話したんですね。消防団の人は、下がるのは仕方がないのうという、役職の人ですね。ちょっと話が脱線するんですけど、7月頃に今度は消防団の団員報酬を下げるんじゃないかといって消防団の団員の人言ってるんだと。消防団ひどくしごうしてじゃのうという話を聞いたんです。それは知らんでと言ったんですよ。その話は7月だったんです。説明されたのはあの頃だったんですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 正確な日付まで覚えておりませんが、8月の下旬からこのことについて本部の会議、そして各方面隊の会議で御説明をさせて今日に至っております。

以上です。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 じゃああれはうわさだったんだということで、本来は8月の終わりからこの具体的な話が出てたということですね。ですから、私は1人もその人が言ったことに乗っていないんですよ。それは私たちも聞いてないと。

今度ちょっと質問に入らせていただきます。交付税を基準にされましたよね。これはこの額にしろということを国が言ってるんですか。それともどうしようかと見渡したら交付税っていうてこの額があるよな

と、じゃあこれにするかといって決められたのか、それとも他市町を見られて、特に危機管理監は県庁から来られておるので消防、危機管理に電話すればどうなってるって聞けばみんな教えていただけますよね。この交付税にしないといけないでって国が言うはずないんですが、そこらはどうだったんでしょうか。

○山根委員長 松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 山本委員がおっしゃるとおり、国は交付税額にしろというふうには通知の中には書き込まれておりません。しかしながら、これまで説明したとおり標準額を示し、標準額と均衡の取れた額に定めるようという通知内容になっています。その趣旨をよくよく中身を確認し、さらには県や、また、県内各市町にいろいろと情報共有、情報交換をした上でこのたびの改正案を提出させていただいたところでございます。

以上です。

○山根委員長 説明の続きですか。では、答弁のほうを石丸市長。

○石丸市長 国の指針というものはこの場にいる全員が理解されてると思います。その上で、この市独自の判断をするのであれば、その合理性を示さなければなりません。その一つが、先ほどの部長と班長ですね。国の単価でいくと同額なんですけども役割がらして違うので差をつけますという説明をしました。ここには合理性があると思います。これが全てです。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 私が今ちょっと根掘り葉掘りするような形で聞かせてもらってるのは、後から言おうと思ったんですが、どうもこの考えを踏襲すると銭の始末というか、減額というのか、要するに財政改革のほうでもってそのスタンスでやられておるのかなというふうに思うんですね。それで、これはもちろん人件費ですよ。なぜ消防団からやられるのかと。安芸高田市の安心安全を守ってくれているのはこの人たちですよ。その人たちの人件費から手をつけて財政改革をやっていくと、こういうふうにとらまえたんです。その理由に国が言ったりというような話があるので、言うはずないがなと思って、それが言うはずがないというのは平成10年だったですか、地方分権推進法ですかね、出まして、平成23年頃に地方分権一括法というのが出まして、だんだん財政的にも権限委譲も整理されてきて、地方自治体が独自に国と同等の立場で自治をやるんじゃないかというので今日に至っておりますよね。ですから言うわけではないなというふうにとらまえてきて、なぜ消防団から手をくだされるのかというところがあるんです。私の思いでですね。今の地方分権の関係で言いましたら、地方自治体が独自に自分のところのまちに合わせて何かをやりなさいと、こういうふうなスタンスになってるんですよ。ここへ平成27年4月1日の各団長の各市町の額の資料をもらったんです。まさしくそのまち独自の額で決定されてるんですね。これが本来の地方分権の現れだろうと思うんです。ところが、今度同僚議員が集めてくれた改正の方向

ですね。それを見ましたら今、今日の追加資料で別紙2の各市町のが載ってますよね。2枚目ですか。各市町の2枚目。広島市から坂までの決定事項はほぼほぼ国の言うとおりになっておりますよね。おかしいなと思うんですよ。平成27年のときにはそれぞれ地方分権のままが表れてるんじゃないんですか。なぜ横並びで全部交付税を向いてかけていってるんですかね。これについてちょっとおかしいと私は思っているのもそのあたりを含めて、地方の独立、地方自治体の独立という考えの点から考えた点でちょっと説明していただきたいんですけど。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

はっきり申し上げますが、おかしいのは山本議員の認識です。

なぜ消防団から手をつけるのではなく、これまで先ほどの説明ありましたよね、経緯の説明。合併以来この分野においては手つかずだったんです。放置されてきたんです。それはこのまちだけでなくいろんなところでなかなか手を入れられなかった。それでも財政再建はやらないといけない、もう一刻の猶予もないところまで来てるんです、我々は。だから国がようやくとそのため基準を示した、標準額、そしてそこに均衡を取りなさいというところまで言及したのは、その事態を打開するためです。だからこそ、こうして各市町がそれに合わせようとしてるんです。

先ほども申し上げたことをもう1回申し上げますが、そこから外れるためには相当の理由が必要となります。部長、班長のところに差をつけようというのはその一つです。外れるためには相当の合理的な理由が必要です。

○山根委員長

まだ答弁の続きがありますか。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

条例ですので、地方議会、また、地方自治体の裁量権で金額を決めるということは可能であります。しかしながら、このように国がルールを示した、こういう中で地方自治体としてどのようにその通知を読み込み、市民の皆さんに理解を頂くか、そうした中で今回基準額が示されたわけです。金額を変えない場合、本市が仮に高い金額を設定した場合、本市の行政サービスの対価が高くなるということになります。これを市民の皆さん方に御理解いただけるかという部分もありますし、先ほど市長が言いましたけれども、基準額以上に金額を設定する場合にはそれ相当、合理的な理由が必要になると。この合理的な理由の説明というのが、山本委員が言われるように消防団はかけがえのない存在であると思っております、私どもも。しかしながら、その合理的な理由の設計というのはなかなか難しいものと認識しておりますし、また、高い額を設定した場合に市民に対する説明というのもなかなか難しいものと理解しております。そういうわけで、このたびの改正案を提出させていただいたところでございます。どうか御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 まず、理解できないのは国が示した基準というのがまず理解できないんですよ。交付税というのは、この交付税単価というのも平成16年の時点ではもうこの単価になっとったと。だからそのままいったらよかったんじゃないかなというのがあるんですけど、この交付税というのは地方自治法やなんかで自治体が運営しろと、運営するには議会は当然要るだろうと、首長、副市長も要るだろうと、それに加えて補助機関で執行機関がいるだろうという、そういうような法律で地方自治体を構成するためにはこれだけの費用がいるだろうという国が基準を設けて、その地方自治が行われるように交付税を交付してきたと思うんですよ。交付税の役割というのはそういう意味ではないんですかね。地方自治を運営するために、それは自主財源でやれというのが基本ですよ。地方自治でやれといっても3割自治にしかありませんよね、一生懸命頑張っても。府中市なんか100%自己財源がありましたけど、ほとんどのまちが補助金と交付税でやっていくという実態がありますよね。そしたら、このどうしても要る部分を助成しないといけないという、これが交付税だろうと思うんですよ。その地方分権一括法ができる前は、その交付税にしたら合っていない行動を取ると、あなたのところは裕福だからそれならこれを削るねというのが広島県を通じて県内自治体にそういう指導がなされたんですね。もうそれをやめようというのが地方分権ですよ。だから国が示した示したと言われるのはどうも理解できない。参考にしたと言うなら分かりますよ。国が交付税でお金をくれるのは我々の安芸高田市にお金をくれるのは団長の国からの助成金は8万2,500円です。これを交付税で来るんです。それなら分かる。じゃが、管理監の説明なんかを聞いていたら国が示した国が示したと言われれば、国がそうしろと言ったようにしか聞こえないんですよ。それでは理解できない。独自性にかけてると思いますよ。ちょっとそこのところをもう一度聞かせてください。それは市長でもいいです。市長、どうして交付税の単価にされたのか教えてください。

○山根委員長 石丸市長。

○石丸市長 まず、質疑は端的にお願いします。ここでは持論を述べる時間ではありません。そして、その説明については先ほど私と松崎危機管理監がさんざんしました。理解できないと言われるのであればそれは山本委員の問題なのでどうしようもありません。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 国が示したという表現はうそを言ってるということになる。国はそんなことを言っていない。そこを私は今理解できないと言ってるんです。市長、そこはどうなんですか。国がこういうふうにしろと示してるんですか。

○山根委員長 松崎危機管理監。

- 松崎危機管理監 この通知の趣旨を一定に示しているものと理解をしております。
- 山根委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 今回の説明は納得できないですね。国が示した基準だと、こう言われたままで通されようとしている。絶対それは違うと思う。地方分権の一括法にそんなことは書いてない。国が指導するという事は書いてないんですよ。地方自治は自治体が。市長、今の答弁が理解できないと言ってるんですが、国の基準が示されたということではないということでは思ってるんですけど、国の基準が示したんですか、市長。
- 山根委員長 答弁を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長 もう完全に今これは水かけ論になってます。執行部としてきちんと根拠をもって示して説明をしています。それが分からない、理解できないというのはもう徹底的に委員の問題ですよ。解釈の違いがあるんだったらそれ以上どうしようもないではないですか。ちゃんと委員長として議事をしてください。
- 山根委員長 松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 国の通知の中に、非常勤消防団の報酬等の基準というものがあまして、そこの中を少しちょっと読ませてもらいます。
消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法第203条の2、第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定めると通知がありました。
これは国が基準を示したというふうに本市といたしましては解釈しております。
以上です。
- 山根委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 危機管理監の文書の中に金額が書いてありましたか。
- 山根委員長 それでは、暫時休憩といたします。
~~~~~○~~~~~
- 午前10時00分 休憩  
午前10時 2分 再開  
~~~~~○~~~~~
- 山根委員長 暫時休憩を閉じて再開いたします。よろしいですか。
松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 先ほど来、何度も答弁をさせていただいてるんですけども、ちょっと一旦整理をします。
山本委員がおっしゃっているのは、団員の額しか標準額は示されていないというふうに言われています。標準額が示されていないのに団員以外の役職の報酬を下げるのはいかなものかというふうに言っています。
一方で、私どもが答弁をしているのは、国の通知に基づいて団員の報

報酬が3万6,500円というふうに示されました。さらに、それは交付税額、交付税単価となっています。なので標準額と均衡、それ以外の役職については標準額と均衡を合わせて定めるようにという部分を、交付税金額を採用したというふうに説明をしています。これについては見解の違いというふうに私どもとしては理解をしております。

以上になります。

○山根委員長　　ここで換気のため10時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時 3分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長　　休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑はありますか。

山本数博委員。

○山本(数)委員　　休憩の前に危機管理監が今の交付税額を採用された理由をちょっと述べられたように思うんですけど、私との考え方の違いだということを前置きして、この改正額に変えたのは交付税というところに各役員の報酬額があったと、それを採用させてもらったんだという答弁で受け止めてもいいですか。

○山根委員長　　松崎危機管理監。

○松崎危機管理監　　国の通知に基づきまして、標準額3万6,500円を標準額として他の役職につきましては市町において業務の負荷や職責等を勘案し標準額と均衡の取れた額になるよう定めたところでございます。

以上です。

○山根委員長　　山本数博委員。

○山本(数)委員　　そこで定めた額は分かったんですよ。定めた額の根拠、根拠は交付税なんですよ。交付税の単価なんですよ。だから、定めないといけないので均衡の取れた額に定めないといけないので、交付税の中にその単価が示してあると、これがぴったりだと、だからそれを採用したというので理解してはいけないのですか。

○山根委員長　　松崎危機管理監。

○松崎危機管理監　　御指摘のとおりでございます。

3万6,500円は交付税の額であります。標準額と均衡を図る場合にどの単価を均衡の図る額として設定をするかということをして市として考えました。その場合、均衡を図るのであれば交付税単価を採用するのが最も合理的だろうというふうに考えております。しかしながら、部長と班長の交付税単価が同等、同じ金額でありましたので、先ほど御説明したとおり、部長の単価につきましては交付税単価よりも若干高い額を設定させていただいたところではあります。

以上です。

- 山根委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 それを採用したというのはそうだろうかと、こっちがそういう単価ができるような能力があればいろんな調査をしてからその調査の結果でこの分がいいだろうという比較なんかができるような、そういうシステムがあればできるかも分かりませんが、こういった地方自治体ではそういうことにはならないですよ。何か目安があるなというので、それならそうかと。ただ、私が心配するのはそういう説明でなかった。幹部会議でね。幹部会議でそういう説明ではなかった。国が示した標準額なんですという表現で役員全員がそうかと、それで県内市町が全部その方向でいってるんですと、それなら仕方がないかと、こういうところで理解を求めておられる。ここらが若干どうも理解してもらおう方法としてまずかったのではないかなという、それがあつたのですごく問うたんです。結果的にはそうなっておりますよ。今になって違うんだと言ってもどうにもならないかも分かりませんが。加えて、均衡を見てこれにしたと言われましたですね。均衡を見て。じゃあ団員と班長は500円しか変わらないんですよ。団員と班長ってそんなに差がないんですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
危機管理監。
- 松崎危機管理監 まず、消防団に対する説明については今山本委員から御指摘がありました。そのように聞こえたのかもしれませんが、私ども執行部はそのような説明はしていないものというふうに認識しております。
続いて、団員と班長、金額が違いますので均衡は図られているものと理解しております。
以上です。
- 山根委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 今日もらった資料の5ページ、3番報酬額の改定に伴う影響についてというところがあるんですが、総じてこれをやればプラス5万5,500円支出が出るだろうと、こういう説明だろうと思うんですね。1番の年額報酬を実施した場合、99万9,500円出るんだと、この年額報酬を実施した99万9,500円の一般財源が必要になるんですか。説明をお願いします。
- 山根委員長 松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 これにつきましては計算をしたらこのような数字が出てきました。一般財源が必要かどうか、財源の内訳は分かりませんが、ほぼ一般財源が必要になってくるものと理解しております。
- 山根委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 団員の欄ですよ。団員の欄、現行3万2,000円が3万6,500円に改定したら242万1,000円増額と、こういう意味なんですよ。こう見たときに、3万6,500円というのは交付税の単価だと言って言われたと思うんですけど、ならこの242万1,000円というのは交付税で全額補填があるのではないかとこのように思うんですが、額はどうなんですか。

○山根委員長 松崎危機管理監。
○松崎危機管理監 予算を組んだときに、交付税につきましては結果として、一般財源として財源を見ますので、それは一般財源になります。
以上です。

○山根委員長 山本数博委員。
○山本(数)委員 それは混ざってくるので、どこにあるやら分からないけどこの中にそれがあるんだとっていつも言ってたんですが、単純にこの年額報酬を決めていくのに、団長は11万6,000円、交付税は8万2,500円しか入らない。じゃあ税の持ち出しが、市の持ち出しが3万3,500円になるではないかというふうに私は思いますけど、そういう目で見えたら、団長は交付税の額に戻すんですから、今まで出していた一般財源は要らないようになる。副団長もこの三角分要らないようになる。部長まではこの三角分は市の一般財源の持ち出しは要らないようになるという見方でいけるのではないかと思うんですよ。ただ、部長のところは3万7,000円ですよ、交付税は1万2,500円ほどは市税の持ち出しになるので、この部分だけ交付税の補填がないので市の持ち出しになるというふうに見えるんです。そうすればこの三角の部分の部分が市の持ち出しになって、これを執行したらですよ、交付税が入ってくるので全部が補填になって、ただ部長のところの交付税とは違った1万1,500円部分だけ人数分市の持ち出しが増えると、こういうふうにはしか思えないんですけど、そういうところは全く無視してこの額がいいからこれがちょうどいいのでそれにしようという決められたんですか。

○山根委員長 松崎危機管理監。
○松崎危機管理監 まず、交付税ですけども、交付税は各自治体において交付税として全体に來ます。これについては財源をどこに充当するかという部分は各市町の裁量になっております。この金額全般にわたりまして、交付税額が歳入できるのであれば、今の理論は成り立つんですけども、交付税で見られております消防団員の数につきましては残念ながら満額の数字、満額の人数を交付税額としてもらっている、歳入をしているわけではないので、したがってこれはあくまで報酬額の増減を予算上計算したままで、結果として交付税が全て消防団の総員数、全てに対して交付税が歳入できているわけではございません。正確な数字を持っておりませんので、若干概数的なことを御説明させていただければ、約300人の交付税の算定人数というふうに伺っております。
以上です。

○山根委員長 山本数博委員。
○山本(数)委員 そこが交付税と現行の改正前の単価を計算されて、市の持ち出し分なんかも計算されて、やっぱりこの持ち出しがずっと続くので、将来のことを考えたら財政を圧迫するようになる。消防団の人にもこころを理解してもらって減額を求めていくという考えがあったのかなと思って今聞

かせてもらってるんです。でも今の話では全くそういうのは考えてませんと。交付税もその人数どおりにはもらわないのでそこらは重要視してないと、こういうふうに言われたので理解していいですか。

○山根委員長

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

そのようには発言をしておりません。

以上です。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

今の消防団の団長各役員の報酬を下げるんですよ。下げる理由を聞いたら、均衡を取るようと国が来たからそれを見たら交付税の単価があったと。それを団員は3万6,500円は交付税の単価で示されたと。じゃあその均衡を取るのに何がいいかなと思ったら、それぞれ役職の交付税の単価があったのでそれに合わせたと言われたんですね。それで市民への納得というのを理解を求めていくということでしょう。あれだけの錢、団長なんか3割近く下げるんですよ。それで、それをそんなに下げてもいいのかと言ったら、いや交付税の額の均衡を取ったらそうなったんです。じゃあ平成16年からはどうだったんだ。その額は高かったんです。早くこの額に修正しなければいけなかったんです。こういうふうな理解の求め方をされるということによろしいか。

○山根委員長

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

はい、そのとおりでございます。

○山根委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

独自の、自治体独自の運営でやっていかなければいけない。このときにこれだけの額を維持してきていて、30%余り団長なんかは下げるといふ。上げるといったら大変な労力が要るといふことは御存じだろうと思うんですが、今さえよければいい、将来を考えての話で減額されたのかというところはクエスチョンなんですけど。

○山根委員長

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

今さえよければいいという考えに基づいてこのたびの改正案を提出したわけではありません。国の通知に基づきまして、市町の状況を参考にし、条例の改正案については提出をしております。先ほど交付税額の話がございましたが、若干この見ると99万5,000円しか増えないというふうに見られますが、一般財源、交付税額、このあたり先ほども言いましたけれども、本市の消防団は実員数で765名であります。そのうち先ほども言いましたが、交付税でこちらのほうに歳入ができてるのが300人程度の額というふうになっています。このたび団員の報酬額を改定しております。一般財源の額から見た場合に負担額は99万5,000円以上になります。そういうわけで、今だけを見ていいという改正ではないということをお理解いただきたいと思っております。

以上です。

○山根委員長

南澤委員。

○南澤委員 災害捜索及び警戒出動並びに訓練出動の単価についてお伺いします。
2時間未満は2,000円、2時間以上5時間未満は4,000円、5時間以上は8,000円ということなんですけれども、この時間単価みたいな形で考えると、時間当たり1,000円があらかじめの基準として示されているのかなというふうに思うんですけれども、真ん中のところ、2時間以上5時間未満のところは4,000円となると5時間いかなかったときに、5時間程度だったときには1,000円に届かないわけなんですけれども、この時間帯の出動の、今後この時間に当てはまる出動というのは平均で何時間ぐらいになると想定されてますか。例えばこの時間帯、3時間ぐらいが多いんだよというようなことだったらなるほどなということなんですけれども、5時間ぐらいの出動が多いのに4,000円だとちょっと厳しいなというような思いもありまして、そのあたりを伺ってみたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。
國岡課長。

○國岡危機管理課長 このたびの区分けにつきましては、基本的に平均値とかそういった考えは取っておりません。国から示された考え方で、業務の負荷と活動時間を考慮して示すように示されましたので、そういった考えの下で時間区分をさせていただいております。

なお、今ちょっと例えば1時間で時間単価ですって定めればという考えも当然あります。それは時間的なことだけ配慮した考えなんですけど、例えば誤報だったりぼやですぐ行った場合、夜中だったり早朝、当然日曜日祝日もいとまなく出るんですが、そういったときにわずか1時間ということにもなりますので、以前8時間を4時間ごとに切っていたものを、8時間を2時間、3時間、3時間という区分でこのたびは区切りをつけさせていただいたので5時間という数字になっております。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。
新田委員。

○新田委員 ちょっとお伺いしたいんですが、今の団員765名程度だったということだったんですが、実際現場を回る中で大体団員の2割程度が全く出勤もしない、練習も出ない、本番も来ないというのは聞いてまして、実部隊として大体5割は常に出てると。残り3割が練習もしくは本番のみという形で聞いてたんですが、安芸高田市条例の中の第5条ですかね、安芸高田市消防団員の定員等に関するサービスの分ですね、今回の。第5条の中に勤務実績がよくない場合はというところで、任命権者のほうでいろいろ精査していくという形だったと思うんですが、まずその辺を鑑みて今回の定数になったのか、それとも各団の方面団長と話をされる中でこれが基本線にしようという話を具体的にされたのか、その辺をちょっと詳しく御説明いただきたいと思います。

○山根委員長 松崎危機管理監。

○松崎危機管理監　　まず、770の定員数にしています。これは実員数と乖離がありますと余計に負担額が生じると。その負担額を小さくするために770にしました。その今の765の実員数なんですけれども、この4月から消防団個人に直接支給をするということになりました。1年前からこの話を各消防団の本部、各方面隊、様々説明をいたしまして、先ほど新田委員から御説明のあった活動実績のない団員についてはお話をした上で退団をさせていただいて、今765の数字になっております。

以上になります。

○山根委員長　　新田委員。

○新田委員　　では、もう一つあるんですが、国からの消防団のほうへ予算処置をされるということで、各団員に直接報酬を支払われるということで、やっぱり今から運営費をどうしていこうかということのお悩みも聞いてますので、その辺をちょっと詳しく伺えますか。

○山根委員長　　松崎危機管理監。

○松崎危機管理監　　消防団の運営費につきましては、正確な数字は今現在手元に資料がありませんので数字を御説明するのは難しいですが、一定の予算額については計上しております。引き続き各消防団員といえますか、消防団の本部と意見交換をしながら、予算編成時に運営費に困らないように予算編成を進めていきたいというふうに考えております。

○山根委員長　　新田委員。

○新田委員　　もう1点なんですが、方面隊の団長等も含めて会議があった場合、そういったときに費用弁償等の出張費というか、交通費というんですかね、その辺の支給等々については今回を機に支給されるかどうか、その辺をちょっと1点伺います。

○山根委員長　　松崎危機管理監。

○松崎危機管理監　　会議出席に係る費用弁償、旅費という部分の考え方につきましては、消防団に加入をした場合に通常の会議、例えば即応体制を取るための点検、こういったものについては年額報酬の中に含まれるというふうに国のほうが通知を出しております。それに基づいておりますので、その会議の出席、遠方の場合の出席に限っては市の予算規則に基づいて支給をさせていただきますが、通常日常の会議につきましては年額報酬の中に含まれるということで、支出については考えていないところです。

以上です。

○山根委員長　　よろしいですか。ほかに質疑は。

南澤委員。

○南澤委員　　団員定数についてお伺いします。

このたび770名に改正するということですが、団員の皆さんの年齢層もかなり高くなっていて、若年化というか、若い方に入ってもらうという動きが消防庁を含めて行われていると思います。こうした取組の中、団員が増えたというような場合にこの定員数はこの数でいいのか

なというところをちょっと心配なんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○山根委員長 松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 御指摘のとおりでございます。消防団の方々が心配をされるのはごもっともだと思っています。新たに入団をしたいという団員が出てきた場合に困らないように、消防団と常日頃連携を取りながら、この770を超えるのであれば随時定例会に条例改正案を出させていただいて、消防団が困らないように新規団員の獲得ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○山根委員長 新田委員。

○新田委員 今、委員がおっしゃったのは増えた場合ということなんですが、方面によってはなかなか新規団員がなくてやめられないということも伺ってるんですが、例えばそういう形になったときに、例えば旧町、ほかの町から回ったりというのはほぼ厳しい状況だと思うんですね。その辺の今後の団の編成とかも含めてちょっと考えがあれば伺います。

○山根委員長 松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 新田委員から御指摘があったとおり、各方面隊、各分団を見ておりますと、人数に偏りが出てきている分団や方面隊もございます。これにつきましてはやはり各方面隊にもルールがありますし、これは消防団総隊としてしっかりと議論をしていただこうと思っております。例えばほかの地域から補充をしたりだとか、機動的にそのあたり運用するのか、ここは消防団総隊として団長の指揮命令の中で決めていただくことだと思っております。そういう実態があるということについては私も理解をしておりますし、そういうことを検討されてはどうかということにつきまして消防団の団長並びに本部に対してはお伝えしたいというふうに考えます。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本優委員。

○山本(優)委員 何点かあるんですが、答弁を願いたいと思います。

まず最初に、管理監が値上げすることについて市民からの理解が難しいという発言がありました。これについては根拠があるんですか。何か市民からの声がたくさんあったとかいうようなことがありましたか。

○山根委員長 松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 市民から直接意見を頂いてるわけではございません。しかしながら、本市が高い報酬金額を設定した場合に、繰り返しになりますが、本市の行政サービスの対価が結果として上がるということになります。そうなったときに、なぜ本市の行政サービスの対価が上がるのかということが客観的に見て取れますので、なかなかその対価が上がるということにつ

いて合理的な説明は難しいというふうに本市としては認識をしており、そのような形で改正案を提出させていただいたところです。

以上です。

- 山根委員長 山本優委員。
- 山本(優)委員 言葉に全部引っかかってはいけないのですが、対価が上がるという根拠はしっかりと把握されてるんですか。
- 山根委員長 松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 結果として報酬額が上がるということは、団員に直接お金が上がったそのお金が行政サービスを運営している対価になります。行政サービスのサービス料になります。ですので、対価が上がるという表現といえますか言葉を使わせていただいたところです。
- 山根委員長 山本優委員。
- 山本(優)委員 今回の改正については財政健全化という名目として言われておりますよね。しかし、財政ばかりじゃないでしょう。消防団の意義というのは全然お金では買えないところがあるんですよね。消防団の職責とか存在意義とかいうことについての認識はどうなんでしょうか。
- 山根委員長 松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 まず、このたびの改正につきましては行政改革を行うために実施するものではございません。これについては国が基準を示されたので、これまでもる説明をさせていただいたところです。消防団につきましては、私どもの認識を説明しますと、本市にとってかけがえのない方々というふうに思っております。それは日夜365日即応態勢で市民の安全と安心を守ってくださると、そういう思いは私どもも持っております。しかしながら、繰り返しになりますけれども、このたび国のほうから基準が示された、また、各市町の動向も見させていただきました。本市のみ高い額を設定するという合理的な理由は難しいということで、このたびの改正案を提出させていただいたところでございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 山根委員長 山本優委員。
- 山本(優)委員 国からの交付税単価が示されたということが基本にありますけども、全国の消防団員の交付税は皆さん全国で同じだと思えますよ。だけど各県によって1万3,000円のところもあれば、1万6,000円のところもあります。3万6,500円という一律ではありません。ですから国が交付税単価を3万6,500円に決めてきても各自治体によってそれでそれぞれの事情に応じて決めてるわけでしょう。だったら安芸高田市の事情は消防団がすぐ行ける範囲が15分以内だったら吉田町内だけですよ。あとは全部15分以上かかります。そういう中で指示を出す団長とか副団長、分団長らの職責は大変重いと思うんですよね。だからそういうところもしっかりと検討して、お金だけではなくて、職責意義なんかをしっかりと考えて判断してもらいたかったと思います。それについてはどう思われますか。

- 山根委員長 松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 山本委員がおっしゃるとおりと思っております。職責意義、こういったところを私どもも理解しながら、報酬改定については検討させていただきました。消防庁も見解を出しておりますけれども、消防業務というのは各市町においてその業務が共通をする、大きくその業務の中身が異なる業務ではないという見解を示しております。そういう中、標準額が示され、標準額に均衡を合わせ、報酬を改定するよにという通知の趣旨を読み込み、そして各市町の動向も踏まえ、改正案をつくったわけです。決して消防団の意義や存在、こういったところを軽視して条例案を作成したわけではないので御理解を頂きたいというふうに思っております。
- 山根委員長 山本優委員。
- 山本(優)委員 先ほど同僚議員が言われましたけども、この単価で出動手当について言いますと、大体時給が1,000円です。ですが、何もないときは1,000円以下でもいいですよ。でも出動するときはほとんど生命が危険にさらされるような状態ですよ。そういう状態で今の世の中でも時給は大体970円から1,000円ですよ。そういう状態のところへ行く消防団員で1,000円では安いのではないかと、私はこういうところこそしっかりと上げてやるか検討してやるべきだと思います。この間の吉田のタイヤ工場が燃えた分でもそうですよ。2日、3日徹夜してますよ、団長は。それらは責任感を持ってやりよるわけですよ。そういうときの報酬額よね。何も書いてないけども、それらにそういう仕事をしておる消防団員に対してはこういうところをもっと検討すべきではないかと私は思うんですがいかがですか。
- 山根委員長 松崎危機管理監。
- 松崎危機管理監 消防団の皆さんの業務につきましては、荒天の中、また、悪条件の中でその業務を行う、こういう中で今までの報酬については5,000円までしか出ておりません。このたびの改正はそれを8,000円まで上げるものです。ですので、これまでは例えば訓練と比べますとこれまでは5,500円です。しかしながら、火災出動の場合は5,000円までしか出ておりませんでした。危険な業務という部分が反映されてないというふうに思いましたので、このたびは標準額に全て合致し、そして時間区分で支出ができるような改正をさせていただいたところでございます。
- 山根委員長 山本優委員。
- 山本(優)委員 改正でも8,000円まで上げたといっても、今まで過去のことが5,500円だといっても8,000円といったら2,500円しか上がってないんですよ。やっぱり本当に団員のことを考えたらもっと上げてやるべきだと私は思いますが、今のところでは交付税に沿ってやるんだという説明しか言わないので、仕方ないんですが、そこのところは今後危険度に応じてしっかりとその内容を考えて上げる、下げるについては検討してもらいたい

と思います。それについて。

○山根委員長

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

この8,000円がどういう形で決まったかというのを少し説明をさせていただきます。全国の労働者の最低賃金の平均値、これが6,991円、おおむね7,000円ぐらいです。そして、予備自衛官の1日の日当が8,100円と。国がこの8,000円を決めるときに一旦7,000円でどうかという結論が出かけたんですけれども、検討委の中で7,000円では安過ぎる、もっと出すべきではないか、ほかの公務員との均衡を図るべきではないかということ予備自衛官の日当の単価8,100円を参考にし、8,000円になったというふうに伺っております。山本委員がおっしゃったように、消防団は危険な業務を行います。その危険な部分が反映されるように、国の動向を今後もしっかりと注視いたしまして、またこのような報酬を改正する議論がある場合にはしっかり御指摘のあったことも踏まえまして条例改正を検討してまいりたいと考えております。

○山根委員長

山本優委員。

○山本(優)委員

管理監の説明はよく分かります。この国からとか上から言う分は大体現場を知らない人がほとんど決めてるわけですね。その辺は今後検討すると言われたので、何かあったときはしっかりとその現場の声を届けてやっていただきたいと思います。

もう1点だけいいですか。委員長。今年の初めから年末夜警はやりた
い者だけやればいいのか、やめるとか、それで出初式もやらないのだと、
出る者だけが出ればいいのかいうようなうわさですよ、証拠はないけど
うわさが、話が出てました。そこについてはどういうふうな考え方なん
でしょうかね。市の上部から出たということでございますので。

○山根委員長

答弁を求めます。

松崎危機管理監。

○松崎危機管理監

これについては少しちょっと長くなりますけど経緯を説明させていただきます。私はこの4月から危機管理監になりました。引継ぎを受けたときに、今山本委員が御指摘のあったように、出初は廃止、年末夜警も廃止、出勤報酬も出さないというふうなうわさが流れていると、混乱が起きているというふうに私は前任者から引継ぎを受けています。なぜこのようになったかという部分ですけれども、これは私ども市の執行部側が消防団に伝えるときに、口頭で伝えてしまったがために今御指摘のあったようなうわさになって、それが消防団に浸透したものだというふうに思っております。そのような状況でしたので、資料をつくりまして、出初については在り方を見直します。年末夜警についてもその在り方を見直します。これまで出勤報酬を支払いをしておりましたが、国の通知に基づき、出初式、こういったものについては年額報酬の範囲内だというふうに国のほうから示されておりましたので、これまでの取扱いが誤っておりましたと。したがって、今年度からその報酬については支払わ

ない旨、本部の会議、そして方面隊の会議で混乱をさせたおわび、そして事実である中身、これを説明させていただきまして、消防団本部、そして各方面隊に御理解を頂いてるところでございます。今年度の出初式、そして年末夜警につきましては引き続き消防団や消防署、市と連携いたしまして実施をしていくこととなっております。

以上になります。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
山本数博委員。

○山本(数)委員 朝から何回か質問させていただいたり、同僚議員の質問を聞いたりして、これでちょっと確認したいなと思う点が2点ばかりあるんです。
まず、このたびの改正ですね。この改正は財政の抑制を主眼としたものではないんだと、こういうことでよろしいですか。

○山根委員長 松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 冒頭御説明を要点のためにさせていただきました行政改革に基づく改正として提案はしておりません。また、先ほども御説明をしたんですが、交付税、一般財源の持ち出しは結果として増えることにつながります。ですので、行政改革を目的として改正をするものではないというふうに市としては提案をさせていただいております。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 この改正は部長以上が団長まで報酬が減額になるんですね。要するに安芸高田市の消防団の幹部、リーダーが報酬が減額になるということで、これは大変なことだなというふうに私は思うんですけど、この関係者、団長以下役職の人は今の管理監の我々に説明した中身をしっかり理解して、じゃあ仕方がないなと、組織的にそういうところで理解を得られておるのか、これを聞かせていただきたいと思います。

○山根委員長 松崎危機管理監。

○松崎危機管理監 交付税の仕組みなど詳細にわたって御説明はしておりません。しかしながら、繰り返し御説明をしておりますが、国が標準額を定め、そして標準額と均衡を図るように報酬を改めますという説明をさせていただきました。それについて御質問等頂いておりません。したがって、消防団組織として理解を頂いてるものと認識をしております。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
ここで換気のため11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時 4分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて再開をいたします。
議案第50号に対し、山本数博委員から修正案が提出されております。
修正案と議案第50号を合わせて議題といたします。
修正案について、提出委員の説明を求めます。
山本数博委員。

○山本(数)委員 議案第50号安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案を提出いたします。
修正については、(報酬)第12条第2項中、改正後の年額報酬を次のとおり改める。米印で書いてるんですが、抹消したのは原案、その上に記載したのは修正案である。(報酬)第12条(略)第2項、団員には次により年額報酬を支給する。団長年額11万6,000円、変更前が抹消の年額8万2,500円。副団長年額8万2,000円、改正前が年額6万9,000円。分団長年額6万5,000円、改正前が年額5万500円。副分団長年額4万5,500円、改正前が年額4万5,500円。分団長年額4万4,000円、改正前が年額3万8,500円。班長年額3万7,000円、これは改正なしです。団員年額3万6,500円、これも改正なしです。3項(略)です。
提案理由の説明をいたします。
修正します。部長のところは修正案は年額4万4,000円、改正前が年額3万8,500円です。
以上です。

提案理由を述べさせていただきます。議案第50号安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第115条の3第1項及び安芸高田市会議規則第99条の規定に基づき、市長より提出のあった議案第50号安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例のうち、第12条第2項に掲げる改正後の年額報酬について修正を行うものです。報酬については近年頻発する豪雨災害等の中で、自らの危険と隣り合わせの中、市民の生命・財産を守るために消防団はその使命を常に全うされており、消防団の果たす役割、重要度、また、市民の期待度は以前にも増して高まっております。このような中、消防団組織の体制強化と士気向上のためにも年額報酬については別紙修正案のとおり、先ほど説明したとおり修正することが適当であると判断し、提案するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○山根委員長 これより質疑に入ります。
質疑はありますか。
南澤委員。

○南澤委員 先ほど執行部の説明があった中で、国が示した基準に沿って合理的な判断をした場合は執行部が出した原案の額になるのではないかというよ

うな説明があったと思いますが、この額にする合理的な理由を説明してください。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 これも質疑の中で今現在変えられようとしておる我々の出した額は、合併以来の金額できておるわけですね。その金額というのはただ単にこの額がいいからこれにしようやと、このような額で決めたものではないと。それぞれの合併協議会の中で6町の担当議員、そこらの経緯を踏まえてこの額に決まっていた。そのときにはやっぱり額の報酬を決めるというときは、周辺の自治体の経過やら、この6町の消防団の報酬の歴史やら、それらをいろいろ吟味してこの額に変えてきてるという額なんですね。今聞きますと、合併して以来この額はずっと今まできたんだと。途中変えずにですね。本来なら市役所の特別職の役員報酬やら、職員の報酬やら、議員報酬やら、それらをかみ合わせてこういった報酬は考えていけないといけないんですね。でも合併したまま、合併したときの状態で今日まで置いてあったと。この額というのは、これが一番適当だと安芸高田市に、そういう考えの下で改正せずに今、今日まで交付税の単価よりも高く設定してきて、消防団に対する行政の思いがこの額で今日まで来たんだと思うんですね。その中でこの修正というのは国から指示があったからとか、あるわけないかなと思ったんですが、あったとか、そのような自治体の独自性で今日、地方自治をやるようにということの流れの中で、国が言ってるからこれにいくという、こうした独自性のない自治体運営についてこれではいけないと、今までのこの報酬の歴史を考えるとときというのでこの額が一番適当だと、今までが一番いいんだというふうな判断をした。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 ちょっと今のところの説明でよく分からないところがあったので突っ込んで聞かせてください。

当初、当市の年額報酬が決まった際には、これまでの旧6町の額だったり、周辺の自治体の額を吟味してと、今の額に決まったという説明があったと思います。このたび、周辺の自治体が額を変えてきたと、これも合わせて吟味して今回変えるというのは大変合理的だと思うんですけども、そこは従来どおりのままだと良いという理由をちょっとそのあたり、このタイミングで変えてもいいのではないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 地方分権というので、その自治体に判断が任されてる。文章は団員の額は決めたがあなたのところの自治体であなたのところの合うように考えてやってくださいという話だったんですね。ここのまちは過去の今の

金額の決まった経緯はどのぐらい考慮されたのかというのが全く見えない。示されてる額は交付税の単価で国の基準が示されてるからそれでいくんだというのがずっと一貫した答弁だったんですね。そしたら、国は自治体に対して介入して、こういうふうにしなさいということは20年ぐらい前にやめてる。自分のところの自治体の様子というのは合併してきた経緯の様子があるじゃないですか。よそのまちにもいろんなケースがあるのかもしれませんが、うちのまちは合併した経緯を考えたら独自で考えればこれは減額すべきではないというふうに私は思うんです。うちの自治体は独自で消防団のことを考えて、他市に合わせるんだというようなスタンスではなくて、自分のところの考えでやるべきだというのが私にあって、据え置くべきだと、こういう判断をした。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 今回の年額報酬の変更については執行部のほうで団員の皆さん、特に幹部の団員の皆さんに説明をしたということは先ほど説明がありました。その中で、私も知り合いの対象に当たる方にお話を伺ったところ、そういうことであれば仕方がないということで特に異論も出なかったということ消防団の方からもお話を伺っています。そういった中で、据え置いてほしいと、報酬を据え置いてほしいという住民の声があってこの発議をされてるのかと思うんですけれども、どれくらいの方の声、どういった声を聞かれてこの発議をされてるのでしょうか。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 特段聞いて歩くということはしてませんよ。ただ、知り合いに役員が、団長じゃないですけど、そういった分団長とか副団長クラスの者とかいうのが、副分団長ですね、そういうのが近くにいるので、あんたらこう条例改正が出たがこれは承認しているのかという話をしたら、上から仕方がないと、変えると言って説明があったんだと、甲田町でしたら副団長が言ったんだらうと思うんですけど、もう説明があって仕方がないということでみんな了解してくれというのがあったので、言ってもつまらないんだなと思って仕方がないなと思って思ってるんだというのが答えだと。これなら議会で質問しながら状況を聞いて、資料を出してもらって、自主性というところでこれは判断すべきだと、自治体は。消防団の当事者が、分団長私らなんで3万下げるのか、私はおかしいと思うんですけど、据え置いてくれと言って、当事者はなかなか言えないと思うんですけど、ただその下の副分団長、あそこらあたりに聞いたら決まったんだったら仕方がないですねが普通だったですよ。反対してくれと言って言わなかったですね。あとは行政としてどうあるべきかというところから判断させてもらいました。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

宍戸委員。

- 宍戸委員 消防団の幹部の業務がこれまでと現在、軽減されたと思われませんか。どうですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
山本数博委員。
- 山本(数)委員 以前より増して厳しい自然災害の状況だと思えます。出勤も大変ですが、その予備活動も大変な状況にあるというふうに思ってます。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
南澤委員。
- 南澤委員 団員が特に今回の報酬が減額になる幹部の役の団員さんがこの説明を聞いて納得している、仕方がないと言いながら理解、納得してるところだと思えます。そういった中で、当事者の皆さんが理解してるところを、納得してるところを議会が額を上げた決定をするということにこれからなるのかなと思うんですけども、そのことによって周辺自治体と比較して安芸高田市の幹部の職員の方々が高い報酬をもらうことになることについて、対象者の皆さん、はたから見ると高い報酬、あんたらなんで高い報酬をもらうんだというふうなことを言われかねないのではないかなと思うんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。
- 山根委員長 山本数博委員。
- 山本(数)委員 今のは団員が納得というところからの質問だったですけど、私が聞いた範囲では納得ではなくて仕方がないと、やりようがないと、抵抗の仕様がなくて、納得とは思わないのです。やりようがないから仕方がないのではないかなということだったですね。広島県内で待遇が1番ぐらいになるんでしょう。何か廿日市が10万、団長を越えておりましたので。市長は褒められるのではないかと思いますよ。あなたのところの市長はすごいなど。消防団の団員報酬を23市町ほとんどが交付税に合わせたのに、あなたのところの市長はよくやるなど、廿日市とあなたのところだけではないか、ほとんどそれにしているのは。私は褒められると思えますけど。以上です。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
南澤委員。
- 南澤委員 すみません、市長が褒められるというのはおかしい、決めたのは議会ですからね。これ決めるとしたら。ちょっと答弁がおかしいのでちょっと、すみません、委員長整理してくれませんか。今のおかしいじゃないですか。おかしいこと言ってますよ。だってこれ市長の提案ではないじゃないですか、今出してるの。それを市長が褒められるでしょうっておかしいこと言ってますから、その答弁を許していいんですか。整理してくださいよ。
- 山根委員長 整理はしません。今回の答弁については山本委員がその結果に対してこういう影響というか、こういうことが起きるかもしれないということ

を言われてるので、そこらについては問題はないと思います。よろしいですか。

○南澤委員　　そうおっしゃるなら。

○山根委員長　　じゃあもう一度、私に振られたので先ほどの。もう一度質疑があればしてください。

○南澤委員　　議会が額を上げるわけで、市長が褒められるというのはおかしいと思うんです。ちょっと納得できないのでそのあたりをお答えください。

○山根委員長　　山本委員。

○山本(数)委員　　議会が提案して議会が可決したと、この修正案を可決したら議会がよくやったなどと言ってもらいたいということは一つもないですよ。結果、結果ですよ、ここ全市町の表があるじゃないですか。これが出回る。他市町へ出回る。そのときにうちのまちは全部交付税額に移行してしまってるじゃないかと。国の言われたように進めていってしまってる。自主性はないのか。これを私は他市町はいく思いますよ。でもうちの市長は全国でも有名くらい自分の考え方を示して行政運営をされている。結果的には議員が言ったからじゃなくて、その結果は石丸市長が報酬を据え置いたと、他県にそういう見方になると思いますよ。いやそれでじゃあ市内は当事者である消防団員は仕方ない、やりようがあるのか、私が団結して団長以下、市長と団体交渉をして金額を据え置くような、そういった組織じゃないでしょ。だから朝から何を基準にそういうふうにしたのかということの質問をしていたんですね。国からの基準が示されたという言葉が常々ずっと出たじゃないですか。あの交付税単価は国が示した基準だと、見てください、市町もこれのとおりでいってるじゃないですかと、当事者からいったら仕方がないということになるじゃないですか。誰がやるんですか。このそのままずっといくべきだということの考え方を示すのは。今ここが一番防波堤じゃないんですか。私はそう思って出したんです。

○山根委員長　　質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　　安芸高田市、御承知のとおり大変注目されています。このたびは議会が出して議会がこの額にしようと言ってるわけで、市長はそうじゃない提案をされてるわけですから、当然市長のよくやったなどかっていう話には当然なりません。その上で、この額を議会が提案して承認をすれば、それは先ほどの質問に戻りますが、幹部の団員の皆さんは仕方がないという形でもその説明を受けて反対はしてないわけです。私が直接相対した団員の方も、要は賛成でいいですかということ聞いたならそれでいいというふうにおっしゃってました。にもかかわらず上げて、当然報道されると思います。この消防団の額が、高い額を議会が議決したというのは大きく広く知れ渡ることになると思いますが、そこで消防団の方々はあるたら高い額をもらっていいよと言われるようなことに

なりかねないと思うんですけど、そこについて山本さんの考えを伺います。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 あなたら高い額をもらっていいなとってなる可能性があるという言われたんですが、私はないと思います。ないから今でいこうということ言ってるんで。危惧しておりません。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第50号「安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

討論は修正案も含めての討論を行います。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。事前に配付されてると思います。

南澤委員。

○南澤委員 本案について、原案に賛成する立場で討論いたします。

先ほど来、執行部の説明を伺いまして、本案は国から示された基準、標準に準じて、当市の状況に合わせて部長の報酬を変えるとあります。このあたりで十分市の裁量を持った条例案であると判断しています。

また、私が聞き取りを行った中で、当事者の消防団幹部の方々に話を伺っても反対はないということでしたので、本案について賛成するものです。

以上です。

○山根委員長 次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。

〔討論なし〕

○山根委員長 反対討論なしとします。

次に、原案及び修正案に対する反対討論。両方にです。よろしいですか。両方に反対です。

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時42分 休憩

午前11時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて再開をいたします。

失礼いたしました。

討論について意見を発言する場がないということでしたので、まず今回の討論まで戻して、改めて討論の1番のほうですね、皆さんがお持ちの説明書きのところを見てください。原案に対する賛成討論の発言を許

します。討論ですからしっかりと行ってください。

南澤委員。

○南澤委員 原案に賛成するもの、加えて修正案に反対するものとして、そういう立場で討論をさせていただきます。

まず、原案に賛成する理由、先ほど来、執行部に説明いただきまして、また、疑問に思う点を質疑させていただきました。国から示された指針に基づいて、交付税の単価を参考にした額になります。また、定員についても現状余計な経費が発生しなくて済むような提案内容となっております。

また、私が聞き取りました消防団員幹部の方々の声を伺っても、この内容で仕方がないのではないかと、特に反対するようなものではありませんでした。

以上のことから、原案に賛成するものです。

また、示された修正案に対しては、その報酬額であるという合理的な理由の説明を求めましたが、回答に合理性がないと認めたため、修正案について反対するものであります。

以上です。

○山根委員長 次に、原案及び修正案に反対する発言を許します。ありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 この討論はなしといたします。

次に、原案に賛成する、原案可決ですね、これについて賛成討論はありますか。

〔討論なし〕

○山根委員長 2人目がいらっしゃらないということでお聞きしております。なしということ。

次、修正案に賛成する方の討論はありますか。

先川委員。

○先川委員 私は修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

本市は近年これまでにない異常気象が続き、大きな災害が続出いたしております。人口減少、また、高齢化が進む中で、本市にとって生命・財産を守っていただけるのは、また、頼れるのは命令指揮系統が整っている地域消防団にほかありません。何の組織でも同じでございますが、トップの指揮が最も大事であります。このたび合併以来継続している副団長以上の幹部の報酬を下げる根本的な理由が私は見当たりませんので、修正案に賛成をいたします。

○山根委員長 次に、修正案に賛成する発言があれば。討論をされる方いらっしゃいませんか。

山本優委員。

○山本(優)委員 修正案に賛成する立場で発言いたします。

今日、午前中ずっと執行部の説明を受けておりました。そういう中で、

現在の消防団活動は大変な状況になっていると思います。昨年の災害、今年の災害と出動は目に見えて危険度が増して増えております。そういう中で、団員は上がりますけども指揮系統の団長などが下がる、私はこれは現状でいいと思います。現状が、先ほどの説明でもありましたけど、現状が高いという市民の声はなかったと思うんですよ。交付税に合わせて下げることに對して反対はなかったと言われますが、今までの報酬が高いという声の一つでもあったか。なかったと思うんです。それだけの職責と責任を持ってやられておりますので、上げ下げはなしに現状維持でいくためにも、この修正案は必要だと思います。

以上です。

○山根委員長 次に、同じく修正案に賛成の発言を許しますが。ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 では、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号「安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

まず、本案に対する山本数博委員から提出された修正案について、起立により採決をいたします。

修正案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、修正案は可決すべきものと決しました。

次に、現案の修正部分以外について採決いたします。

原案の修正部分以外について決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、原案の修正部分以外について可決すべきものと決しました。

以上で、議案第50号の審査を終了いたします。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより、総務部に係る議案審査を行います。

それでは、議案第51号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

新谷課長。

○新谷総務課長　それでは、議案第51号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明します。

議案書に合わせ、説明資料を提出しておりますので、まず、そちらから説明をいたします。説明資料を御覧ください。

まず、1、改正の趣旨です。

育児休業の取得回数の制限及び非常勤職員に係る育児休業等の取得要件の緩和に伴い、育児を行う職員の仕事と家庭の両立を一層容易にするため、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を、国家公務員と同様に講ずるものです。

次に、2の改正概要です。

大きく3点あり、1点目は、育児休業の取得回数制限の緩和です。育児休業の取得回数を、原則1回までだったものを2回まで取得可能とします。また、原則2回までの育児休業に加え、子の出生の日から57日間以内に育児休業を、現行1回までだったものを2回まで取得可能とします。

2点目は、非常勤職員の子の出生の日から57日間以内の育児休業の取得要件の緩和です。任期の条件を短くすることで非常勤職員が取得しやすい環境となります。

3点目は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化です。非常勤職員の子が1歳以降の一定の場合に取得できる育児休業を、夫婦交代での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とします。

次に、3の施行期日ですが、令和4年10月1日としております。

次に、議案書の説明に入ります。

議案書の1ページを御覧ください。

説明資料で御説明しました内容を踏まえ、条例の改正を行っております。右が改正前、左が改正後です。

2ページの第2条では、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和する改正を行っております。

3ページの第2条の3及び4ページの第2条の4では、非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化に関する改正を行っております。

5ページの第3条及び6ページの第10条は、育児休業の取得回数制限の緩和に関する改正を行っております。

6ページの附則において施行期日等を示しております。

以上で、説明を終わります。

○山根委員長　以上で説明を終わります。

では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　説明資料の2の改正概要のところですね。子の出生から8週間の間というのは、これは女性の場合だと、お母さんの場合だと産休に当たるという期間だと思います。ここが育休を1回取ってまた復職というか、現場

に出て、もう一回また育休に行けるようになりましたということだと思
うんですけども、この育休の制度ですね、男性とかパートナーが
産褥期という一番大変な2か月間、交通事故に遭ったような、全治2か月の
重傷を負ったようなという状態のときに家事だったり家のことをいろ
いろ手伝ったり一緒に育てるといような内容だと思うんですけども、
取得率は今どういう状況でしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。
新谷課長。

○新谷総務課長

本市の育児休業の取得率、男性の取得率でよろしいでしょうか。本市
の男性の育児休業の取得率は令和2年度なんですけど50%、令和3年度60%
となっております。ちなみになんですけれども、女性は令和2、令和3年
とも100%です。

○山根委員長

質疑はありませんか。
南澤委員。

○南澤委員

同じところの(2)で、非常勤職員の子の出生から57日間以内の育児
休業の取得要件の緩和の改正後のところですね。子の出生から57日間の
期間の末尾から、6月を経過する日までと書いてあるように読めるんで
すけど、これは6月で間違いないですか。

○山根委員長

新谷課長。

○新谷総務課長

六月です。6か月ということで御理解いただければと思います。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第51号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第51号の審査を終了します。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時 3分 休憩

午後 0時 4分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより教育委員会に係る報告を行います。

先に、教育長より挨拶を受けます。

永井教育長。

○永井教育長 教育委員会からは、本日3件の報告をさせていただきます。御審議のほど、どうかよろしく願いをいたします。

○山根委員長 これより、「閉校となった学校施設等の利活用に係る事業提案の審査結果について」報告を求めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 それでは、報告の1番目の閉校となった学校施設等の利活用に係る事業提案の審査結果について報告いたします。

審査会を令和4年7月15日に開催し、3件の審査を行いました。その結果について本日報告をいたします。詳細につきましては担当課長から説明をいたします。

○山根委員長 柳川教育総務課長。

○柳川教育総務課長 では、よろしく願いします。

資料1、1ページをお願いいたします。

閉校になった学校施設等の利活用に係る事業提案の審査結果についてでございます。

前回6月の委員会で応募状況等について報告をしておりますが、応募のあった3件の民間事業者からの提案について、7月15日に審査会を開催いたしました。

審査結果ですが、3件の応募のうち、2件の採用を決定いたしました。

採用は、旧刈田小学校でアニメデザインをメイン学科とした専修学校の開校と、それから旧小田東小学校でSDGs教育訓練開発研究センターとして、教育訓練等の事業に係る2件でございます。

その下、米印の1に記載をしておりますように、今回の審査は、採用決定した民間事業者と今後、協定締結や詳細協議の対象を決めたものであり、最終的な事業化や、契約締結を保障するものではないということをお知り置きください。

また、1件につきましては不採用としておりますが、この不採用となりました提案につきましては、安芸高田市民間提案制度で再度、応募していただくこととしております。

今後、相手方との協議を進めながら、地元との調整、施設・設備の確認、あるいは管理上の境界の確認等を行い、契約締結を経て、来年4月の事業開始に向けて取り組んでいきたいと考えております。1件目の説明は以上でございます。

○山根委員長 これより質疑に入ります。

この報告につきまして、御不明な点等、質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 3件あって、2件通って1件不採用ということなんですけども、特に不

採用のところでまた再度事業提案を募集するというふうに書かれています。この特に不採用になった理由だったり、また再度協議をする相手方というふうに書かれてるなど思うんですけども、何が原因だったんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長 書類の一部不十分なところがあったり、そうしたところがあったものですから、その点について再度指摘をして、この部分を修正してほしいということを伝えて、今の民間提案制度、そちらのほうに臨んでいただくように協議をしております。

以上です。

○山根委員長 南澤委員。

○南澤委員 そうすると、みんなの廃校プロジェクトと民間提案制度の差というのはどういったものがございませうでしょうか。

○山根委員長 柳川課長。

○柳川教育総務課長 その提案を受けて、それから審査をするという過程においては、この廃校プロジェクト、廃校プロジェクトは一つの応募のきっかけということ、入口だと思っておりますが、審査過程については全て民間提案制度の手法にのっとっておりますので、そこは同一でございます。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「閉校となった学校施設等の利活用に係る事業提案の審査結果について」の報告を終了いたします。

次に、「学校規模適正化推進事業の進捗状況について」報告を求めます。

宮本次長。

○宮本教育次長 では、報告の2に入ります。

学校規模適正化推進事業の推進についてです。

本日は、保護者等から6月22日から7月1日にかけてアンケートを取りましたので、その取りまとめた結果と児童生徒からもアンケートを同じように取りましたので、その取りまとめた結果のほうを御報告いたします。詳細については担当課長が説明をいたします。

○山根委員長 柳川課長。

○柳川教育総務課長 では、続いて資料2をお願いいたします。

中学校統合につきまして、現在小学校に通う児童、保育所・幼稚園に通う園児のそれぞれの保護者を対象にアンケートを実施いたしました。要点について報告をいたします。

2ページ、3ページには、保護者アンケートの結果について掲載をして

おります。それぞれの結果にコメントを付しておりますので、概要について読み上げさせていただきます。

なお、このアンケートの結果につきましては市のホームページ、あるいは広報あきたかたの10月号にも掲載をして公開をする予定としております。

まず、(1)アンケート回収率ですが82.9%。

それから、(2)校数についての間につきましては、2校統合の選択が一番多く、1校統合・3校統合の選択は同数でございました。ただし、美土里町・高宮町では1校統合を選択した割合が一番高い結果となりました。

(3)統合時期の間ですが、「5年から10年以内」が一番多く、次いで「できるだけ早く(5年以内)」が34.2%、「10年以降で検討すればよい」は15.5%となっております。

3ページに移りまして、(4)統合する上で気になることは「通学手段や通学時間」が24.4%で一番多く、次いで「中学校の位置」が22.6%でした。

(5)新しい中学校で心配なことは、6町とも「通学・下校時間」が一番多く、次いで「教職員や友人との人間関係」が24.7%となっております。

4ページは、参考として児童・生徒に向けたアンケートの結果について掲載しております。対象は、市内小学校の6年生児童と全中学校生徒でございます。

校数についての間につきましては、「3校統合」の割合が一番高く、統合時期については「5年以内」が40.4%、「5年から10年」が44.4%という結果でございました。

統合を進める上で気になることについては、保護者アンケートの結果と同様で、「中学校の位置」「通学方法・通学時間」についての割合が高くなっておりますが、新しい中学校では「友人が増えること」を期待する声が一番多い結果となっております。

今後、アンケート結果を踏まえて、生徒数、学級数、通学時間、それから施設の校舎の老朽状況等を主な視点にしまして、校数・時期について具体的な案を示していくこととなりますが、5ページの下に記載をしておりますが、これらの事項を基に、校数の検討としては、1校統合の場合は、通学を考慮して、中心である吉田町内に校舎の新築、2校統合、3校統合の場合は、アンケートの際にも示しておりましたが、既存の中学校施設を使うということを前提に、これからしっかりいろんな点を考慮しながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

6ページの統合の時期ですが、先ほどのアンケート結果から、「5年以内」が34.2%、「5年から10年」は49.9%という保護者の方が望んでいらっしゃると思いますので、可能な限り速やかに統合に向けた準備を進めていく必要があるというふうに感じております。

その下にはスケジュールを記載していますが、全ての条件が整って、

なるべく早くといった形で取り組んだ場合だとしても、条例議決を含めて、施設整備まで4年は要すると見込んでおります。

最後、今後の取組でございますが、これらアンケート結果を基に、総合教育会議で次のステップについて市長と教育委員との意見調整を行い、その後、各町で保護者・一般市民の方を対象とした、このアンケート結果等の説明も含めた説明会を開催しようと考えております。

また、市民からの意見を聞きとるためには市民モニターの活用、これはちょっとまだ検討中ですが、その活用や、あるいは推進計画の素案に対しては、しっかり期間を取ってパブリックコメントを実施の上、最終的には、教育委員会会議で、統合推進計画の策定、基本方針を決定していきたいというふうに考えております。

資料の説明は以上でございます。

○山根委員長

これより質疑に入ります。

この報告につきまして、御不明な点等、質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

5ページの校数検討のところのイで、2校統合の場合、2校を新築することは困難と、これは従前からこういう説明だったと思うんですけども、なぜ困難なのか、どのあたりが現実的でないのかというのをちょっと詳しく説明していただきたいんですけども。

○山根委員長

答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長

従来からこの設定でいかせていただいておりますが、2校新築となるとやはり財政的な面が一番大きく、2校統合の場合の規模を想定した校舎の新築費を概算ですが算定をいたしました。そういったところが一番大きい、新築が困難な理由でございます。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

ちょっと確認をしておきたいんですけど、6ページの統合時期の検討でスケジュールを今やりましたですね。平成4年度に条例可決、予算措置というのが書いてあるんですが、これは本年度になりますよね。今後の取組というのがそこへずっと5項目ぐらい書いてあるんですけど、要は肯定的にこの条例案を出せるというのは無理ではないかと思うんですけど、場合によっては無理でないかも分からない。今これ説明をされましたですね、るる。議会には説明したではないかという、だからこの条例案を出すんですという、今過程中にあるんですけど、ここの条例案を出すためのこの報告はその過程にあるんですか。条例案が出されたときにここを質問したいと、ここはどうなのかというて、その条例の提案のあったときに質問したら、今日は今日で、もう今南澤委員が質問したように、校数の検討のところ言いましたですよと、そのときには質問さ

れなかったじゃないですかと、こんな結果になったのではいけないので、条例案が出されたときには、このあたりはそのときに条例案を出す前ですね、いろんな資料で議会としての、議員としての意見を述べないといけないのだろうと思うんですけど、今がその過程だったら報告を受けて、ああそうというだけにはいかないですよ。質問しないといけない。だけど、今は単なるそっちでの住民対象にしたやり取りの経過を報告されてるんだというんだったら、今の南澤委員の質問は報告していこうと思うんですよ。だが、条例案を出すための報告なんですよというんだったら、今のところは明らかにしてもらわないといけないと思うんです。そこのところ、今のこの報告は条例案を出すための前段の説明会なのか、そうじゃなくて統合に向けた取組の報告なのか、それを教えてください。

○山根委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 何か2択を出されたようなんですが、その2択がどう違うのかがよく分かりません。なので、理解されてないようであれば改めてお伝えしますが、最終的に先ほど工程も説明しました。条例改正もその中に入ってます。当然それに向けた一つの過程が今日です。どうでもいい報告などあるわけがありません。

○山根委員長 山本委員。

○山本(数)委員 じゃあ、まあ市長の今の答弁で条例に向けた報告ということで理解しましたので、ここの2校の統合の場合は新築することが困難という結論を出されておるのはどういうことなのか、一問一答でいきます。なぜ困難か、そこを教えてください。

○山根委員長 先ほど南澤委員ので答えられてると思うんですけども。

○山本(数)委員 あれでは理解できない。

○山根委員長 理解できないということで、また詳しく説明ができればお願いいたします。

答弁を求めます。

柳川課長。

○柳川教育総務課長 先ほどの答弁と重複するかも分かりませんが、財政的などころが一番、今市の財政状況を考えたときに2校の新築は困難であるというふうに今考えておりますので、金額的に言えば2校を新築した場合にどこにつくってというのはありますけれども、今の試算では1校統合の場合は約29億、2校統合した場合は45億という試算を今持っております。

以上です。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今の数字だけでは分からない。45億だったですか。45億の建物とって、中学校はどのくらいの規模でどういうものが建って、こういう間取りでやったら45億円かかるんです。その場所は想定すればこのほうか、とにかく校舎の図面とか、45億円かかるからできないんですでは全く分

からない。もう1か所は何億だったですかね。二十何億ね。それはこういうものが建ったら二十何億かかるんですって説明を頂いて、じゃあそれは補助金はつかないのですかという問題がありますよね。その財政的な説明も受けて、新築することは困難なんですという説明資料を出してくださいよ。今日。今日を逃したらいけないでしょう。条例にするための今日の説明でしょう。今日を逃したら、言ったじゃないですかという世界になるんだったら今日それを示してほしい。でないと前にかかないと思う。2校は無理なんだなという判断をしないといけないじゃないですか。

次に、ウの老朽化のための長寿化の工事が必要、いいじゃないですか。やったら何ぼ要るのか。そのの財政。

(「一問一答で」の声あり)

じゃあ2番のできない理由を今言われたんですが、今金額を示してもらっても何がどうなってそれだけの額になるのか全く分からない。そのの財政の裏づけも説明してもらわないと全く分からない。説明してください。資料を。

○山根委員長 山本数博委員に申し上げます。

今回、報告ですので、さらに詳しい資料について求めるのであれば、またそのところを次のときに、令和4年度に条例議決というのを書いていらっしゃるんですが、また4年度中、さらには閉会中に入れて、しっかりとさせていただきたいと思います。閉会中の継続審査事項にも入っていますよね。8番目に学校規模適正化推進事業の運営に関するものについてもありますので、ここらのところで委員の求められることについてはしっかりと資料の用意をして答えてですね。質問は出ております。そこについては委員長が今整理をさせていただいてますので、教育委員会としてそれに関して答えられるところで答えていただきたいと思います。よろしいですか。今後についてどのように。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 今委員長がおっしゃったように、所管事務調査、またはそれなりの資料提出の要求がございましたら、しっかりと準備をして提出をさせていただいたり、説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 委員長には申し訳ないんですけど、あんたらが言ってきたらそれは応じてやろうと、こんな話だというふうにしか聞こえないんですね。議会のほうから資料提供を求められたり説明を求められたらそれはその時点で提出して話をしましよと。こっちが全部監視の状態、それは監視機能を持ってる、それが役目だと言われておりますけど、大事な話なので、執行部側はここだけはきちっと議員に伝えていこうと、こういう姿勢でおられたら、準備でき次第その場を設けますが本来の姿ではないん

ですか。そこらはないんですか。質問。それが質問です。

○山根委員長 委員長として先ほど申し上げたのは、流れがどのようになってるかは執行部のほうしか分からないので、その4年度の中でそのしっかりと報告はできる、また、調査に対して答えられるところ、その段階があると思うので、その段階ごとに申し出るのはやっぱり執行権を持つ担当部長、担当課長、そちらで教育委員会として考えて、時期をしっかりと抑えながら進めていただくようにと思って先ほど申し上げたんですが、そこは同じですので、そこについて答弁をお願いします。

石丸市長。

○石丸市長 報告内容に関する質疑ではないんですか、今この場合は。本来そうだと思います。

○山根委員長 報告内容ですが、報告内容の中のことで。

山本数博委員。

○山本(数)委員 市長が先ほど質問され、私の質問に対して過程だと、条例を制定するための今日の報告は過程だと。なら聞かないといけないじゃないですか。過程でないんだったらああそうといって聞き流しますよ。だけど条例をするための報告で、その過程にあるということになればクエスチョン、詳しく聞かなければいけないと思ったので、そう今言ってるんです。今市長が言われるんで、過程だったらこれ以上言いませんよ。またその統合に向けた当局の詳しい資料をもった説明会を持つと、議会に対して。それなら今日のことを報告でああそうですかといってお聞きします。そこらのところをもう一回。市長がさっき言われたように、報告ではないですかといってお言われたことについて、その報告の考え方をもう一度説明してください。

○山根委員長 石丸市長。

○石丸市長 私の考え方を改めて伝えます。今、持ってきた報告、これに関する質疑をする時間だと思います。それ以上の何かであれば、先ほど委員長が表明されたとおり、所管事務調査等、議会が聞く権利があります、権限があります。それを行使されるのが本来の議会の使い方です。

○山根委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今の市長の答弁だと、議会へは統合に向けた説明というのは議会から要求がない限りしないということ、そういうふうにとらまえていいですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 もはや関係がない質疑だと思いますが、では答えましょう。もう一回言いますよ。今日持ってきた報告に関する質疑を受ける場だと認識をしています。間違っていないはずです。事務局長がうんと言いました。委員長、ちゃんと分からないなら横のアドバイスを聞いて進めてください。それ以上の問合せについては別の方法があると今説明してるじゃないで

すか。

以上です。

○山根委員長 整理をさせてください。現在、今報告を受けてます。その中で問題になったのは令和4年度中に条例議決という流れができてます。その流れの中で、令和4年度、もう9月ですから定例会が開かれるのは12月と3月です。その間に進んでいくのであればしっかりと流れですね、条例改正に向けてもうそこまで動いていく予定でされているのであれば、それについて遅れることなくしっかりと議会に報告。所管事務調査といっても流れが見えませんか、議会のほうからは。その都度都度に報告をしたいという、ここまでできたから報告をとという。今回についてはここで話をしますけど、マスタープランについても執行部から報告をしたいからという、所管事務調査に追加が言われてます。しっかりとそこを言ってください。それを自らが流れの中で報告をするように求めたいと思います。

○石丸市長 委員長の立場で今何か執行部に要求されましたか。

○山根委員長 発言を。

石丸市長。

○石丸市長 委員長、今どういう立場で執行部に求められたんですか。

○山根委員長 今は議事整理をいたしました。

以上です。

今後に向けて流れをちゃんと整理をする、それが今の発言で。

○石丸市長 執行部に何か求められましたね。何を、どういう権限に基づいて今要請されたんですか。

○山根委員長 今、議事整理の中で。

○石丸市長 議事整理の中で執行部に、何ですか、できる限り細かく報告しろみたいなことを。

○山根委員長 そんなことは言ってないです。細かくではなくてその都度。まだ休憩ではありません。

○石丸市長 よく分からなかったので、改めてどのような報告か教えてください。

○山根委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時32分 休憩

午後 0時38分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 暫時休憩を閉じて再開をいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「学校規模適正化推進事業の進捗状況について」の報告を終了いたします。

次に、「史跡毛利氏城跡災害復旧事業の進捗状況について」報告を求

めます。

宮本教育次長。

○宮本教育次長 それでは、3番目の報告に入ります。

史跡毛利氏城跡災害復旧事業の進捗状況についてです。

これは毛利氏の居城になっておりました郡山城が昨年大雨により被災をいたしました。それに伴う災害復旧の状況について報告をさせていただくものです。詳細につきましては担当課長のほうから報告をいたします。

○山根委員長 児玉生涯学習課長。

○児玉生涯学習課長 それでは、資料3、7ページを御覧ください。

まず、郡山城跡の被災箇所5か所ですが、①釣井の壇から姫の丸の壇への登山道崩落箇所です。国庫補助事業による災害復旧事業として進めておきまして、業者と契約を締結し、10月末完了の予定でございます。現地及び資材運搬経路の倒木等支障木の撤去や工事に係る諸準備を進め、現在崩落箇所の復旧に取りかかったところです。

②、④、⑤の3か所につきましてはシートによる養生、災害拡大防止の応急処置を行っております。9ページ以降の写真で御確認いただきたいと思っております。

③につきましては、小規模崩落のため、対応は見送っております。

続いて13ページを御覧ください。

多治比猿掛城跡の被災箇所2か所です。

①の寺屋敷曲輪群南側の谷の崩落箇所ですが、これまでも報告させていただいておりますとおり、県の治山事業で復旧が進められているところです。

曲輪群に通じる登山道につきましては、現在通行止めとしておりますが、治山事業と併せて復旧され、令和5年2月工事完了予定でございます。登山道は段差のないスロープで復旧される予定と聞いております。

②の斜面崩落につきましては、郡山城跡と同様にシート養生による応急処置に留めております。

進捗の報告は以上でございますが、6月市議会で議員から提案のあった、郡山城の登山者数カウント装置の設置について検討しますという回答をしておりますので、併せて報告をさせていただきたいと思っております。資料はございません。

提案のあったカウント装置と同等の装置を設置している三つの自治体等から聞き取りを行った結果、風や落ち葉、猿や鹿などの獣をセンサーが感知することがあり、正確な登山者数を把握しにくい、冬季は寒気や雪の影響を受けるため、一端撤収しメンテナンスに回すなどの話をお聞きしたところです。正確な数値を得るための作業、あるいはメンテナンスに一定の労力を費やす必要がございます。

より高価なものであれば、性能が高いものがあるとは思いますが

も、現時点では登山者数の把握が、史跡整備や活用に結びつく具体的なメリットが見当たらないと考え、設置は見合わせるという結論といたしました。

説明は以上でございます。

○山根委員長 この報告につきまして、御不明な点等、質疑はありませんか。
南澤委員。

○南澤委員 崩落箇所について、シートによる養生ということなんですけれども、これは一時的な措置、これ以上崩れる、崩落が広がらないようにという措置なのかなというふうな理解なんですけれども、これを今後はどういうふうになっていくんでしょうか。

○山根委員長 児玉課長。

○児玉生涯学習課長 シート養生につきましては応急処置ということでございますが、この部分につきましては御存じいただきますように郡山城跡につきましては重機が入らないということもあります。工事をするには大変困難な山城である。また、入山される方、登山者にとっては直接関係ない箇所でございますので、ごめんなさい、ちょっと前後しますが、それに加えて災害復旧を行うときに流入した土砂撤去は補助対象にはなりません。以上のことから、災害復旧を行うのは現実的ではないかなというふうに考えております。同じような箇所は史跡の状況というのは他の市町の史跡にもございますので、現在そのような場所、史跡がどのようにされているかということをお聞き取りを行って調査をしているところです。先ほど申しましたように復旧ということはちょっと困難かも分かりませんが、今後どのように処置していくということが最適なのかということをお聞きしたいと思っております。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
南澤委員。

○南澤委員 シートによる養生なんですけれども、これはどれくらいシートをかけておくものなんでしょうか。

○山根委員長 児玉課長。

○児玉生涯学習課長 シートの耐用年数につきましては3年から5年と聞いておりますので、その間に先ほど言いましたようにどのようにしていくかということをお聞きして対応していきたいと思っております。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「史跡毛利氏城跡災害復旧事業の進捗状況について」の報告を終了いたします。

ここで、説明員退席のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時45分 休憩

午後 0時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、その他の項に入る前に、今回委員会の議事進行の中で消防団の件について南澤委員から整理をしてくださいという委員長への言葉がありました。あの時点で南澤委員が、山本委員が市長が褒められるとか、そういう言い方を、市長がこの件について外部から褒められるようなことになるというようなことを言われたのを整理してくださいという南澤委員の意見がありましたけれども、その前に消防団員が外部からどうこう言われる、高くなったらということ言われてるのは南澤委員なので、同じなんですよ。私としては同じと思って、言われてるものをこちらが言われたからと言ってこちらを整理するわけにはいかないで整理しませんと申し上げております。そここのところについては双方がちゃんと発言ができるようにと思って申し上げましたけど、今後についてそこを厳しくと言われるのなら、また厳しくいたしますので、委員会としてのそういう共通認識をお持ちいただきますように、しっかりと発言をされるものについては認められるような形で議事運営をしていきたいと思っております。

以上です。

それでは、「閉会中の継続調査事項」について、御協議を願います。

皆さんから、閉会中の調査事項について、御意見を伺いたいと思えます。意見はありませんか。

武岡委員。

○武岡委員 閉会中の継続審査事項についてでございますが、既に策定に着手をしております本市の都市計画マスタープラン立地適正化計画につきましては、予定では2022年度中に策定することとなっております。こうした中、既に約半年が経過をしております。この計画は市民にとっても市にとっても非常に重要であり、また、市民の日常生活にも大きく影響を及ぼす計画であるというふうに思います。こうしたことを勘案いたしますと、閉会中の継続審査事項に(1)行財政各種計画、別表1の進捗状況及び変更に関することに追加をし、速やかに議論を深める必要があると思えますので、審査事項に追加していただく強く要望いたします。

以上です。

○山根委員長 追加の意見が出ました。

これについて皆様からの御意見はありますか。

南澤委員。

○南澤委員 マスタープランについては大切なことですので別表1につけ加えることには賛成です。

その別表1を見ますと、5番の総合計画の概要版と4番、総合計画その

ものがあるんですけれども、これは二つ載せておく必要があるのかというのがちょっと気になりまして、経緯としては二つ挙げたんだと思うんですけど、これを一つにまとめてしまってもいいのではないかなと思いますので、併せて意見として述べさせていただきます。

○山根委員長 今、別表1の4と5、これを一つにしてはどうかという御意見が出ました。

皆様にお諮りいたします。

4番と5番、概要版ですね、5番は。それを一つにまとめるという御意見が出ておりますが、これについては異議が。

山本優委員。

○山本(優)委員 閉会中の調査事項ですから、タイトルは一つでいいと思います。

以上。

○山根委員長 ほかには御意見ございませんか。

〔意見なし〕

○山根委員長 まとめたいと思います。

先ほど出ました閉会中の継続審査事項については、別表に入らせていただきますけれども、別表1の2、安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画を追加。

第2点目は、4と5が第2次安芸高田市総合計画と概要版が二つ別々に上がっておりますので、これを一つにまとめるという案が出ております。これについて、別表1にマスタープラン、先ほど申し上げた、事務局の整理の中で安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画を追加、もう1点は第2次安芸高田市総合計画を残し概要版を削除というので番号が正式には繰り上がりますので、これ正式に言わないといけないんですかね。

ほかにはよろしいですか。ありませんか。

〔意見なし〕

○山根委員長 それでは、定例会最終日に閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、別紙一覧、別表1を安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画を最後に持ってまいります。そして、第2次安芸高田市総合計画概要版を削除し、その上で番号を振り直してあげること、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議ありませんので、さよう取り計らわせていただきます。

よって、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申し出を行います。

その他、皆さんから何かございませんか。

〔発言なし〕

○山根委員長 ないようでしたら、これで「その他の項」を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成については、皆さん

から御意見等ありましたら発言願います。

〔発言なし〕

○山根委員長 それでは、委員会報告書の作成については、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。
以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。
これをもって、第11回総務文教常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 0時55分 閉会